

綾瀬市

保育士等処遇改善給付金 Q&A

No	質問
補助対象者に関すること (P1)	
1	どこの保育施設が対象ですか。
2	「保育士等」とは誰が対象ですか。
3	非常勤職員も対象になりますか。
給付対象期間に関すること (P1~2)	
4	給付対象期間はいつからですか。
5	産前・産後休暇中は対象になりますか。
6	育児・介護休業中は対象になりますか。
7	療養等の休暇取得中は対象になりますか。
申請に関すること (P2~3)	
8	いつ申請をすればよいですか。
9	給付金の申請から支払いまでの流れを教えてください。
10	給付金はいつ支払われますか。
11	申請した内容に変更が生じました。どのような手続きが必要ですか。
確定申告又は市・県民税の申告に関すること (P3~4)	
12	処遇改善給付金のご案内に「給付金の税務上の取扱いについて」とありますが、具体的に何をすればよいですか。

給付金についての詳細は、
市ホームページより御確認ください。

QR 読取

又は画面をクリック⇒



Q1 どの保育施設が対象ですか。

A 下記の認可保育施設が対象です。

私立認可保育所	認定こども園	小規模保育事業
つぼみ保育園	ピッピことりこども園	ぽとふ綾瀬
吉岡保育園	春日幼稚園	ぽとふ寺尾中
おとぎ保育園		綾瀬っこ保育園
深谷保育園		
さくらチャイルドセンター		
綾瀬いずみ保育園		
綾瀬ゆめっこ保育園		
かえでチャイルドセンター		

Q2 「保育士等」とは誰が対象ですか。

A 対象となる資格は、保育士、保健師、看護師、子育て支援員が対象です。

Q3 非常勤職員も対象になりますか。

A 非常勤職員も対象です。ただし期間の定めのない労働契約をしていて（1年以上の期間の労働契約を含む）、1日6時間以上かつ1か月20日以上勤務する方（それと同等の勤務条件と市長が認めるものを含む）で、社会保険の被保険者が対象です。

Q4 給付対象期間はいつからですか。

A 雇用された月から対象になります。

例) 4月1日採用の場合

4月から対象

5月10日採用の場合

5月から対象

Q5 産前・産後休取得期間中は対象になりますか。

A 産前・産後休暇取得中は対象です。

Q6 育児・介護休業中は対象になりますか。

A 育児・介護休業中は対象になりません。変更の手続きが必要ですので、事由が発生する場合は、あらかじめ御連絡ください。

Q7 療養等の休暇取得中は対象になりますか。

A 療養休暇等の取得期間中は対象になりません。変更の手続きが必要ですので、事由が発生する場合は御連絡ください。なお、月途中で休暇や復職をする場合は、事由発生日の属する月は補助対象とします。

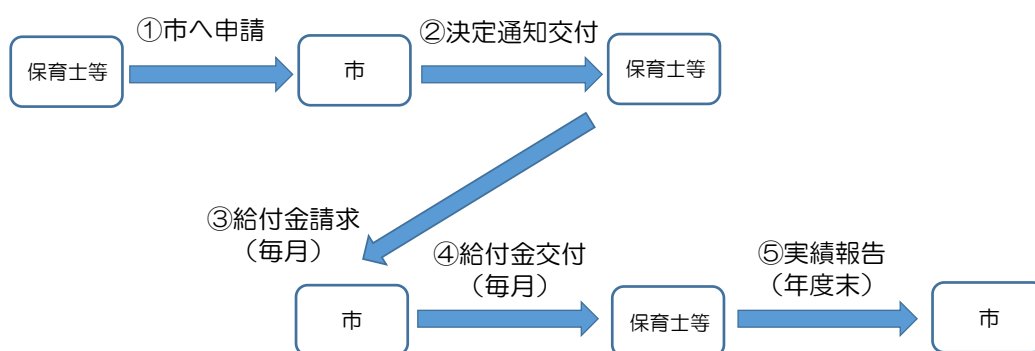
例) 5月20日から10月19日まで療養休暇をとることになった場合
5月と10月分は補助対象ですが、6月から9月分の4か月間は補助対象外となります。

Q8 いつ申請をすればよいですか。

A 原則として、年度当初に申請をします。年度途中で採用された方は、雇用開始後に申請をします。申請の時期については、別途御案内いたします。また、申請は年度ごとに必要です。

Q9 給付金の申請から支払いまでの流れを教えてください。

A 下記の通りです。



Q10 給付金はいつ支払われますか。

A 対象月の翌月末頃までに指定された口座に振込みます。

Q11 申請した内容に変更が生じました。どのような手続きが必要ですか。

A 第4号様式「綾瀬市保育士等処遇改善給付金変更承認申請書」に必要な事項を記入し、提出する必要があります。事由が発生する場合は、あらかじめ御連絡ください。

Q12 処遇改善給付金のご案内に「給付金の税務上の取扱いについて」とありますが、具体的に何をすればよいですか。

A 次ページを御確認ください。

処遇改善給付金及び家賃補助金の税の申告について

「綾瀬市保育士等処遇改善給付金」と「綾瀬市保育士等家賃補助金」は、税務上「雑所得」の対象です。「確定申告」や「市・県民税の申告」が必要となり、課税対象となる場合がありますので、必ず手続きをしてください。

【注意点】

- ・申告には「交付決定通知書」が必要です。必ず各自で保管をしてください。
- ・申告に関する詳細は、確定申告は「国税庁のホームページ」、市・県民税の申告は「お住まいの市・県民税課税担当課」に問合わせてください。
- ・給与を2か所以上受けている等、これ以外に収入がある場合は、税務署又はお住まいの自治体の課税担当課に直接確認してください。

【申告期間】

- ・市・県民税の申告：翌年2月上旬から3月中旬
- ・確定申告：翌年2月中旬から3月中旬

【申請方法・必要書類】

- 綾瀬市保育士等処遇改善給付金のみ該当
お住まいの自治体の市・県民税課税担当課で市・県民税の申告をしてください。

必要書類

- ・職場で交付される源泉徴収票
- ・綾瀬市保育士等処遇改善給付金交付決定通知書
- ・給付金の収入が確認できる書類（通帳の写し等）
- ・本人確認書類・マイナンバー確認書類
- ・市・県民税申告書

- 綾瀬市保育士等処遇改善給付金と家賃補助金の両方に該当
・処遇改善給付金と家賃補助金の合計が20万円を超える場合
国税庁のホームページを確認し、確定申告をしてください。

- ・処遇改善給付金と家賃補助金の合計が20万円を超えない場合
お住まいの自治体の市・県民税課税担当課で市・県民税の申告をしてください。

必要書類

- ・職場で交付される源泉徴収票
- ・綾瀬市保育士等処遇改善給付金交付決定通知書
- ・綾瀬市保育士等家賃補助金交付決定通知書
- ・給付金の収入が確認できる書類（通帳の写し等）
- ・本人確認書類・マイナンバー確認書類
- ・市・県民税申告書又は確定申告書